

令和6年度 製品プラスチック拠点回収モデル事業の実施について

2024/3/8 循環型社会推進課

1 目的

プラスチック資源循環促進法の施行を受け、製品プラスチック回収の実施に向けた検討に当たり、①排出される製品プラスチックの種類や量の計測、②容器包装プラスチックなどの不適物の混入率の計測③実施に当たっての課題の抽出などを行うため、令和5年10月に厚別区の一部地域でモデル事業を実施した。厚別区でのモデル事業で得られた課題等を踏まえ、更なる検証を行うため、また、他の地域で実施した場合の排出状況等を調査するため、西区の一部地域で試行的に製品プラスチックの回収を行う。

2 実施場所・期間

(1) 実施場所

西地区リサイクルセンター(西区二十四軒4条1丁目5 JR高架下)

(2) 実施期間

令和6年7月2日(火)～9月29日(日) (3か月間) ※7月1日(月)と9月30日(月)は休館日

3 事業の詳細

回収対象	全ての製品プラスチック ※ただし以下のものは対象外 ・製品の大部分に金属・木材・ゴム等が使用されているもの ・一辺の長さが50cm以上のもの ・汚れがひどいもの ・会社や商店など事業所から出されるもの
回収方法	回収拠点(西地区リサイクルセンター)への持ち込み
持ち込み方法	透明または半透明の袋に入れて持ち込み
対象世帯数	約6,000世帯(※詳細は「4実施対象地区」参照)
回収想定量	約7トン(3か月間)
回収後の処理	リサイクルできる製品プラスチックについてはリサイクル
住民への周知	①町内会への情報提供 ②対象地域の住民へ周知チラシを戸別配付
検証	①組成調査の実施 ②周知チラシ配付時にアンケートを同封し、市民意見の把握を図る

《参考》西区モデル事業と厚別区モデル事業の実施内容の比較

	西区(令和6年度)	厚別区(令和5年度)
実施期間	3か月間	1か月間
対象世帯数	約6,000世帯	約2,000世帯
回収対象	全ての製品プラスチック	製品プラスチック(20品目に限定)
持ち込み方法	透明又は半透明の袋で持ち込み	専用回収袋で持ち込み

4 実施対象地区

西地区リサイクルセンターに隣接している二十四軒地区と八軒東地区で、それぞれ約3,000世帯ずつ、概ね500m周辺の住所を実施対象地区とし、計約6,000世帯を対象にモデル事業を実施する。

《対象住所》

- 二十四軒1条1丁目～3丁目
- 二十四軒2条1丁目～3丁目
- 二十四軒3条1丁目～3丁目
- 二十四軒4条1丁目～3丁目
- 八軒1条東1丁目～5丁目
- 八軒2条東1丁目～5丁目
- 八軒3条東1丁目～4丁目

～地図上の表記～

★	西地区リサイクルセンター
●	地下鉄駅
●	JR駅
----	JR線路



5 実施スケジュール

年月	内容
令和6年3月～5月	契約準備(リサイクル事業者等)など
令和6年6月	地域住民への周知(周知チラシ等の戸別配付)
令和6年7月～9月	実施

6 実施後

厚別区でのモデル事業の結果と西区でのモデル事業の結果を検証した上で、製品プラスチックの回収について札幌市としての方向性を検討する。